

高機能消防指令センター  
保守管理業務委託

仕 様 書

令和5年3月

置賜広域行政事務組合

## 第1章 総 則

### 第1 適用

本仕様書は、置賜広域行政事務組合（以下「発注者」という。）が調達し、受注者が納入した、置賜広域行政事務組合消防本部（以下「置賜消防本部」という。）及び西置賜行政組合消防本部（以下「西置賜消防本部」という。）向け共同運用高機能消防指令センターについて、受注者が実施する保守（以下「保守管理業務」という。）の対応内容（保守管理業務の体制、保守管理業務の除外事項等を含む。）を定めるものとする。

### 第2 目的

保守管理業務委託の目的は次のとおりとする。

- 1 指令システム設備の正常な機能を維持するため、対象設備に対し定期点検を行い、障害の発生を未然に防止し、指令業務の円滑な運営を図る。
- 2 指令システム設備の正常な機能を維持するため、対象設備に対し機器の一部更新を行い、障害の発生を未然に防止し、指令業務の円滑な運営を図る。
- 3 対象設備に対し、障害発生時の迅速な対応と復旧作業を実施する。

### 第3 保守管理業務の履行期間

令和6年4月1日から令和16年3月31日までの期間とする。

### 第4 保守管理業務の実施場所

保守管理業務の実施場所（以下「現地」という。）は、指令システム設備の設置場所を原則とする。

### 第5 保守管理業務の対象設備及び対応時間

保守管理業務の対象設備及び対応時間は、「別表1」（高機能消防指令センター保守対象機器一覧）のとおりとし、機器更新の対象設備は、「別表2」（機器更新対象一覧）のとおりとする。

### 第6 受注者の保守管理業務の体制

受注者は、保守管理業務を円滑に実施するために必要な保守体制を確立し、発注者から受注者への連絡先を含めて、書面にて発注者に提出するものとする。

- |                            |    |
|----------------------------|----|
| 1 保守管理業務体制表（緊急時連絡先を明示すること） | 4部 |
| 2 保守管理業務担当者（技術者）名簿         | 4部 |
| 3 定期保守計画書                  | 4部 |

### 第7 保守管理業務の技術者

保守管理業務に従事する受注者の保守技術者（以下「保守技術者」という。）は、指令システム設備を十分に理解し、かつ、保守技術を習得した者が対応するものとする。また、保

守管理業務を行うに当たり、法令等で資格を必要とするものについては、その資格を有する者が実施するものとする。

なお、保守技術者は、フィールド（保守）技術者（以下「FE」という。）及びソフトウェア技術者（以下「SE」という。）で構成されるものとする。

## 第8 関係法令の遵守

受注者は、保守管理業務の実施に際して、次の関係法令等を遵守するものとする。

また、この関係法令等は、関係施行令、規則等についても含むものとし、保守管理業務を実施するに当たり必要とされるその他の条例、関係法令等についても遵守すること。特に指定がない限り、契約時における最新版とする。

- 1 電気通信事業法
- 2 公衆電気通信法
- 3 有線電気通信法
- 4 電波法
- 5 建築基準法
- 6 消防法
- 7 気象業務法
- 8 電気設備に関する技術基準を定める省令等
- 9 その他関係法令

## 第9 保守管理業務の実施

受注者は、保守管理業務を実施するに際して、次の事項を遵守し、誠実に行うものとする。

なお、保守管理業務の詳細内容は、「第2章 細則」にて記載する。

- 1 保守管理業務の着手及び完了時には、保守技術者は、発注者に報告するものとする。なお、保守技術者は作業現場において、名札及び受注者名の入った腕章または受注者が指定する作業着等により常に身分（氏名と所属）を明らかにするものとする。
- 2 保守管理業務の際には、保守技術者は、事前の準備を十分に行い、指令システム設備及び無線設備を停止（一部機能の停止を含む。以下同じ。）させないように注意するものとする。なお、保守管理業務の都合上、指令システム設備及び無線設備の停止を必要とする場合、保守管理技術者は予め発注者の承認を受けるものとする。
- 3 障害の発生または発生の恐れがある場合、保守技術者は臨機の措置を取り、当該措置後に速やかに発注者に報告するものとする。
- 4 受注者及び発注者は、保守管理業務の実施にあたって知り得た保守管理業務に係るすべての情報（個人情報を含む。）を第三者に漏らさないこととする。また、保守管理業務委託契約終了後も同様とする。

## 第10 保守管理業務の部材

保守管理業務に要する部材及び材料は、現状と同等または良質完全なるものを使用し、システム運用に支障をきたさないものとする。

## 第11 使用器具、予備品

保守管理業務に必要とする保守部材、工具及び測定器は、原則として受注者の負担とする。ただし、受注者が要請した場合、発注者の承認を受けた上で、発注者の所有する器具類及び予備品の代用品（以下「予備品等」という。）について、発注者は、受注者に対して予備品等を無償で貸与または使用許可するものとする。

## 第12 損害賠償

- 1 受注者は保守管理業務の実施にあたって、庁舎、車両、付属設備及びその他の機械器具等に損害を与えたときは、その損害を払わなければならない。この場合の賠償額は双方の協議の上決定する。
- 2 受注者は保守管理業務の実施にあたって、第三者に損害を与えたときは、発注者に報告するとともに、受注者の責任において解決しなければならない。
- 3 受注者は保守管理業務の実施にあたって、損害を生ずることがあっても、その原因が発注者の責めに帰すことが明白である場合のほかは、その賠償を請求することができない。

## 第13 支払方法

保守料は、契約不適合責任期間の終了した令和7年度から毎年払いとし、最終回において端数調整する。

なお、保守料は履行期間における総額を、毎年度振り分けて支払いを行うこととする。  
機器更新費用は、保守料と別に支払いを行う。

## 第14 有償修理における負担

定期点検及び装置障害にて有償修理が発生した場合、単体1万円（税込み）以下の部材費については受注者の負担とする。

また、各装置の法定耐用年数を超えずに故障したものの対応に係る部材費・技術費・旅費等については、別途協議とする。

## 第15 点検・保守等に係る技術者の派遣

指令システム設備に関する点検・保守立会い及び修理作業等で発生する技術者派遣費用については、原則、受注者負担とする。なお、上記により難しい場合については、発注者と受注者が協議し、その対応を決定するものとする。

## 第2章 細 則

### 第1 定期点検

- 1 定期点検における通常点検の内容等は、「別表1」に定める点検項目に基づき指令センターの点検、測定、調整、軽微な修理、清掃及び部品交換等の作業を実施する。ただし、保守技術者による点検中に、職員がやむを得ず当該機器を使用し業務を行う必要がある場合、保守技術者は、当該業務を妨げないように協力するものとする。
- 2 受注者は、点検実施月の前月末までに実施月の作業日程表を発注者に提出し、承認を得るものとする。
- 3 定期点検作業が完了したときは、職員の確認を受け、定期点検実施報告書を作成すること。作成した報告書は、受注者及び発注者が別途定める指定期間毎に統括し、発注者に提出する。
- 4 受注者は、定期点検作業中に指令システム設備及び無線設備の故障を発見したときは、当該故障の原因となる箇所の調査を実施し、必要な措置を施すとともに、所定の様式に基づき発注者に報告する。なお、処置が必要な故障については、口頭で職員に事前報告し、協議の上で修理を行うものとする。
- 5 定期点検は、休日扱いの日を除き、平日の9時～17時の間に実施するものとする。

### 第2 保守管理業務

- 1 ハードウェア保守管理及びソフトウェア保守管理共通事項
  - (1) 保守管理業務の連絡受付は、24時間365日の電話による受付体制を整備するものとする。また、発注者からの連絡後、現地にて保守管理対応が必要と発注者及び受注者が判断した場合、受注者は「別表1」の「装置の種類」毎の保守管理対応時間に基づき、現地担当のFEを派遣し、保守管理対応を実施するものとする。なお、以下に記載される技術者の派遣費用については、保守管理費用に含むものとする。
  - (2) 「別表1」の「装置の種類」毎の保守管理対応時間に基づき、保守管理を実施する。
    - ア 「24H」 保守管理業務は24時間365日の対応とする。
    - イ 「平日日中」 保守管理業務は平日の9時から17時の間の対応とする。
  - (3) 受注者による保守管理業務は発注者の立会いの上で、指令システム設備及び無線設備の修理すべき装置を特定し、作業を行うものとする。障害修理完了時は、障害の原因及び処置について発注者に口頭報告するとともに、所定の様式に基づき保守報告書を発注者に提出し承認を得るものとする。
  - (4) 保守管理業務にて、事前に発注者の同意を得て、障害ログ等のデータを採取し、セキュリティを確保した受注者の消防保守管理センター等の管理場所に持ち帰ることがあることを了承するものとする。また、データの持ち帰り時には発注者から承諾を得ることとし、リモート対応の場合も同様とする。
  - (5) 機器の購入によるその機器の初期設定や設定変更等のソフトウェア保守、または一

部のハードウェア保守、または一部のハードウェアでの変更等については、発注者及び受注者の双方の協議の上、保守の範囲を決定する。

- (6) 関係するコンピューター等について、定期的に再起動を実施すること。

## 2 ハードウェア保守

- (1) 保守管理業務で使用する修理すべき装置の代替装置または代替部品は、受注者の保守用品を使用する。この保守用品と交換した発注者の修理すべき装置または部品は、受注者に所有権が帰属するものとする。
- (2) 保守管理業務で使用した保守用品の動作寿命時間の始期は、当該保守用品と交換した修理すべき装置または故障部品の元の動作開始日を引き継ぐものとする。
- (3) 保守管理業務にて修理を実施後、受注者は、故障の発生原因及び処置等について、発注者に口頭で報告し、所定の様式に基づき保守報告書を発注者に提出し承認を得るものとする。
- (4) 各通信キャリアの回線故障に起因し、指令システム設備及び無線設備に不具合が発生した場合、受注者は、回線と無線設備、指令システム設備との機器間の障害切り分け、調査及び必要な暫定的措置を実施するものとする。なお、受注者の責に帰さない恒久的措置が必要な場合には、有償対応とする。
- (5) 指令システム設備及び無線設備に係る通信回線業者、A S P事業者等からの通知情報がある場合、発注者は受注者にこの通知情報を提供するものとする。なお、この通知情報の内容によっては、指令システム設備及び無線設備の一部機能に停止期間が発生する可能性があることを、受注者は速やかに発注者へその旨の報告をするものとする。

## 3 ソフトウェア保守

保守管理業務のソフトウェア保守は、「別表1」の保守対応時間のとおりとし、対応時間帯において、SEからFEへの電話による保守支援、リモート対応及びSEの現地対応（FEからの要請またはSEの判断により実施）とする。なお、重障害（※1）発生時にはSEが現地への出張対応を行うものとする。

SEのリモート対応によるソフトウェア保守の許可が発注者から得られない場合、受注者が「別表1」の保守対応時間内にてソフトウェア保守の速やかな開始ができないこと、及びSEのソフトウェア保守に係る日数を要してしまうことを、発注者は予め承諾するものとする。

なお、発注者がソフトウェア改造（ソフトウェアの変更、追加等）及びデータメンテナンスに関する作業（データ作成の実施及び電話問い合わせ等の作成の補助を含む。）を受注者に委託する場合には、有償対応とする。

※1 重障害とは、119番通報を受付できない、複数の指令台の同時利用障害、複数個所への音声指令の不達障害、指令コンピューター系システムの不測全停止等、指令業務の根幹に大きく影響する状況を指す。

## 4 その他知的情報の提供協力

- (1) 発注者は、「別表1」に掲げる保守対象機器に関わらず、全システム機器のハード

ウェア・ソフトウェア等に係る取扱い指導・教示・相談等の知的情報の提供を必要とする場合は、受注者の指定する部門へ提供を求め、受注者はこれの対応を図るものとする。

### 第3 保守管理業務の除外事項

次に定める事項については、「第3章 特記事項」に受注者が実施する事項として記載された場合を除き、保守管理業務に含まれないものとする。なお、発注者が受注者に実施等を希望する場合には、別途受注者が発注者に見積を提示し、受注者と発注者が契約後に実施するものとする。

- 1 「別表1」に記載されていない装置及び設備に対する保守対応
- 2 発注者及び発注者が指定した第三者の不適切な使用、説明書に準じない機器の使用または取扱いによる故障等の修理
- 3 天災（落雷を含む。）等の不可抗力によって生じた被災機器の修理、修復及び交換
- 4 調度品、什器（OAラック、棚、机、椅子等）の修理対応
- 5 消耗品（機器本体とその使用に伴い消費されるという関係にある部品や材料をいい、主な消耗品の例は、プリンタトナー、プリンタ用紙等）
- 6 発注者及び発注者が指定した第三者の取扱いによるウイルス感染時の調査及び駆除対応
- 7 指令センターに係る通信回線業者、ASP業者等からの通知情報に基づき、指令センターに特段の措置が必要な場合
- 8 発動発電機の燃料の手配及び補充
- 9 鉄塔、鋼管柱、局舎、施設内消火設備、空調設備及び什器類の維持管理
- 10 その他受注者の責に帰さない事項

### 第4 設置環境条件

発注者は、指令センターの構築時に発注者の承諾を得た装置環境条件（入力電源、温湿度、塵埃、振動等）を常に整備維持し、据付場所が変更になった場合でも当該据付場所においても環境条件の整備維持を実施するものとする。

条件を満たさない設置状況での使用における保守依頼は「第2章 第3 保守管理業務の除外事項」に該当するため、有償対応とする。

### 第3章 特記事項

#### 第1 地図データ更新

地図等検索装置、指令情報出力装置、車両運用端末装置等の地図データ更新（作業費等）については、保守管理業務に含まれるものとする。

- 1 管轄市町村の住宅地図は、令和11年度以降に1回交換する。地図データは受注者により準備するものとする。交換時期については、発注者と協議の上決定すること。
- 2 道路地図は令和11年度以降に1回更新作業を実施する。地図データは受注者により準備するものとする。更新時期については、発注者と協議の上決定すること。
- 3 地図データの支給時期により、更新作業が年度を超過する場合があることを発注者は了承する。

#### 第2 指令システムに係るソフトウェア保守

指令システムに係る「指令管制ソフトウェア等」及び「位置情報受信システムのソフトウェア」に対するソフトウェアプログラムに関して次に定める事項は、ソフトウェアプログラムの不具合の保守に合わせて、「別表1」に基づくものとする。

- 1 指令システムに係る未然の不具合対応、検出済み障害の回避情報の提供、修正・回避パッチの媒体作成及びリリース（媒体送付）
- 2 指令システムの不具合予防のための修正・回避パッチ適用作業（現地展開）とそれに関する調整作業
- 3 指令システムに関する操作及び機能の電話問合せ  
予防のための修正・回避パッチ適用作業及びこれに関する調整作業の対応時間は、平日の通常時間帯（9時～17時）とする。

#### 第3 保守管理業務期間における一部更新

令和11年度以降に指令台機器をはじめとする機器の一部更新を実施すること。一部更新の対象は「別表2」のとおりとする。なお、機器がモデルチェンジしており、同機種とならない場合は同モデルの後継機をもって更新対応とすること。

その他交換が必要な機器・部品等が発生した場合は、発注者と協議の上実施すること。また、機器更新の時期については、機器の耐久度及び消耗状況により発注者と協議の上決定することとするが、「別表2」の機器は保守管理業務履行期間内に、必ず更新を行うこと。



別表1 高機能消防指令センター保守対象機器一覧

No	装置の種類	数量	単位	保守管理対応時間		点検回数 (年間)
				24H	平日 日中	
1	指令装置					
	(1) 指令台	3	台	○		1
	(2) 自動出動指定装置 (制御処理装置)	1	式	○		1
	自動出動指定装置 (クライアント)	3	式	○		1
	(3) 自動出動指定装置用ディスプレイ	3	台	○		1
	(4) 地図等検索装置	3	式	○		1
	(5) 地図等検索装置用ディスプレイ	3	台	○		1
	(6) 支援情報表示装置	3	式	○		1
	(7) 支援情報表示装置用ディスプレイ	3	台	○		1
	(8) 長時間録音装置	1	式	○		1
	(9) 非常用指令設備	1	式	○		1
	(10) 指令制御装置	1	式	○		1
	(11) 携帯電話・IP 電話受信転送装置	1	式	○		1
	(12) 非常用受付電話機	18	台		○	1
	(13) プリンタ	1	台		○	1
	(14) カラープリンタ	1	台		○	1
	(15) スキャナ	1	台		○	1
	(16) データメンテナンス装置	2	式	○		1
	(17) 署所端末装置	11	台	○		1
	(18) バックアップ受令機	11	台		○	1
2	指揮台	1	式	○		1
3	表示盤					
	(1) 車両運用表示盤	1	式		○	1
	(2) 支援情報表示盤	1	式		○	1
	(3) 多目的情報表示装置	1	式		○	1
	(4) 映像制御装置	1	式		○	1
	(5) 災害件数表示盤 (屋内)	2	式		○	1
	(6) 署所用表示盤	15	式		○	1
4	無線統制台	1	式			1
5	指令電送装置					
	(1) 指令情報送信装置	1	式	○		1
	(2) 指令情報出力装置	11	式	○		1

No	装置の種類	数量	単位	保守管理対応時間		点検回数 (年間)
				24H	平日 日中	
6	気象情報収集装置					
	(1)気象情報収集装置	1	式		○	1
	(2)雨量計	2	台		○	1
	(3)温度・湿度計	2	台		○	1
	(4)風向・風速計	2	台		○	1
	(5)気圧計	2	台		○	1
	(6)データロガー	2	式		○	1
7	災害状況等自動案内装置	2	式		○	1
8	順次指令装置	1	式	○		1
9	音声合成装置	1	式	○		1
10	出動車両運用管理装置					
	(1)管理装置	1	式	○		1
	(2)無線 LAN アクセスポイント	16	台		○	1
	(3)車両運用端末装置	68	式	○		1
	(4)車外設定端末装置					
	ア 1 個/台	18	式		○	1
	イ 2 個/台	22	式		○	1
	ウ 3 個/台	1	式		○	1
11	システム監視装置	1	式	○		1
12	電源設備					
	(1)無停電電源装置 (センター用)	1	台		○	1
	(2)無停電電源装置 (署所用)	11	台		○	1
	(3)直流電源装置 (センター用)	1	式		○	1
	(4)非常用発動発電機 (センター用)	1	式		○	1
13	統合型位置情報通知装置	1	式	○		1
14	119FAX 受信装置	1	式	○		1
15	NET119 受信装置	1	式	○		1
16	LIVE119	1	式		○	1
17	E メール一斉指令装置	1	式	○		1
18	駆付け通報装置					
	(1)駆付け通報電話機	12	式		○	1
	(2)監視カメラ (屋外型)	11	式		○	1
	(3)監視カメラ (軒下定点型)	12	式		○	1

No	装置の種類	数量	単位	保守管理対応時間		点検回数 (年間)
				24H	平日 日中	
	(4) 監視映像受信装置	1	式		○	1
19	電話交換設備	1	式		○	1
	(1) 電話交換機	1	式		○	1
	(2) 多機能電話機	5	台		○	1
20	館内放送設備 (アンプ)	2	式		○	1
21	情報収集テレビ	5	台		○	1
22	拡張台	1	台			1
23	避雷設備					
	(1) 避雷器 (電源用)	12	式			
	(2) 避雷器 (LAN 用)	12	式			
24	配線架	1	式			
25	分電盤					
	(1) AC 用分電盤	1	面			
	(2) DC 用分電盤	1	面			
26	高所カメラ	2	式		○	1
27	グループウェア用 PC	1	式		○	1

別表2 機器更新対象一覧

No	装置の種類	数量	単位	更新想定年度
1	指令装置			
	(1) 自動出動指定装置 (制御処理装置)	1	式	令和 11 年度
	自動出動指定装置 (クライアント)	3	式	令和 11 年度
	(2) 自動出動指定装置用ディスプレイ	3	台	令和 11 年度
	(3) 地図等検索装置	3	式	令和 11 年度
	(4) 地図等検索装置用ディスプレイ	3	台	令和 11 年度
	(5) 支援情報表示装置	3	式	令和 11 年度
	(6) 支援情報表示装置用ディスプレイ	3	台	令和 11 年度
	(7) 長時間録音装置 (HDD 更新のみ)	1	式	令和 11 年度
	(8) データメンテナンス装置	2	式	令和 11 年度
2	指揮台 (PC、ディスプレイのみ)	1	式	令和 11 年度
3	指令電送装置			令和 11 年度
	(1) 指令情報送信装置	1	式	令和 11 年度
	(2) 指令情報出力装置	11	式	令和 11 年度
4	気象情報収集装置			令和 11 年度
	(1) 各気象測器 (再検定とせず、機器更新とする。令和 6 年度から 10 年間使用を想定した際に、検定が必要なタイミングで機器更新する)	1	式	令和 10 年度・15 年度 (検定 5 年の場合)
5	順次指令装置	1	式	令和 11 年度
6	音声合成装置	1	式	令和 11 年度
7	出動車両運用管理装置			令和 11 年度
	(1) 管理装置	1	式	令和 11 年度
	(2) 車両運用端末装置	16	式	令和 11 年度
8	システム監視装置	1	式	令和 11 年度
9	統合型位置情報通知装置	1	式	令和 11 年度
10	NET119 受信装置	1	式	令和 11 年度
11	E メール一斉指令装置	1	式	令和 11 年度
12	グループウェア用 PC	1	式	令和 11 年度
13	地図データ	1	式	令和 11 年度
14	電源設備			
	(1) 無停電電源装置 (指令センター用) バッテリー	1	式	令和 11 年度

No	装置の種類	数量	単位	更新想定年度
	(2)無停電電源装置（署所用）バッテリー	1	式	令和 11 年度
	(3)直流電源装置（指令センター用）バッテリー	1	式	令和 11 年度
	(4)非常用発動発電機バッテリー	1	式	令和 11 年度